（第3条関係）

　　　年　　月　　日

学術相談申込書

　国立大学法人神戸大学

〇〇研究科長　殿

申込者

住　所

氏　名（名称・代表者）　　　　　　印

神戸大学学術相談取扱規程を遵守の上、下記のとおり学術相談を申込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談者 | 社　名　等 |  |
| 相談者氏名 |  |
| 所属・役職 |  |
| 連絡先住所 | 〒 |
| 電　　　話 |  |
| E-mail |  |
| 相談内容（神戸大学と共に解決したいと考えられている課題について具体的にご記入ください。）相談テーマに関するキーワード（５語程度、マッチングの精度を上げるためにできるだけご記入ください。）相談を希望される研究科、学科・講座(研究室)、教員がありましたらご記入ください。研究科名等：　　　　　　　　　　　　　　学科名等：教員名： |

以下、大学記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付部局名　 | 受付日　　　年　　月　　日 | 担当者名 |
| 国立大学法人神戸大学学術相談規程に則り、下記の者を相談員に任命する：研究科名等：　　　　　　　　　　　　　　学科名等：教員名：相談日時（予定）　　　　　月　　　　日　　　　（　　　　時間）相談料（概算）　　　　　　　　　　　　　　　　　円任命者：　　　　　〇〇研究科長　　○○　○○　 |

（裏面）

【注意事項】

１．相談の基準

　　　　学術相談は、原則として本学の職員等の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限ります。

２．学術相談料

学術相談料は、請求書で指定された額を期日までに納付してください。

　３．学術相談の中止

学術相談の内容が次のいずれかに該当する場合には、学術相談を中止するものとします。

(1) 申込者が，学術相談の中止の意思を示し，相談員がこれを受け入れたとき。

(2) 申込者より，学術相談について長期的な指導・助言の依頼を受け，協議の上，国立大学法人神戸大学学術指導

取扱規程(令和4年12月20日制定)に規定する学術指導へ移行することに合意したとき。

(3) 申込者より，学術相談の範囲を超えて，当該申込者の業務又は活動等への協力の依頼を受け，協議の上，神戸

大学共同研究取扱規程(平成28年3月22日制定)又は神戸大学受託研究取扱規程(平成28年3月22日制定)に規

定する共同研究又は受託研究へ移行することに合意したとき。

(4) その他やむを得ない事情により学術相談の継続が困難であると部局等の長が判断したとき。

４．知的財産等

学術相談の結果生じた知的財産権等のうち相談員の寄与分については、本学に帰属させるものとする。

５．秘密の保持

学術相談の実施に際して秘密情報を開示する場合は、書面に「秘密」と明記することとし、知り得た秘密情報について、その秘密保持に十分な配慮をしなければならない。